

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日は、
當日がとある)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廢止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廢止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による日比野山地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年八月七日

目 次

次

◆ 告 示

示

字の区域の変更等

生活保護法による医療機関の指定

保険薬剤師の登録

結核予防法による医療機関の指定
被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良法による換地処分

鳥獣保護区の設定に係る公聴会の開催
開発行為に関する工事の完了

都市計画事業の認可

告 示

字の名称を変更する	同上の区域（昭和五十八年六月二十三日現在の地番による。）
大字大谷字日比野山	大字大谷字日比野山の全域
大字大谷字一本松三八六、三八八の一、三八八の二、三八九から三九三まで、三九三内一、三九四から四〇二まで、四〇三の一から四〇三の四まで、四〇四の一から四〇四の本まで、四〇五、四〇五内一、四〇六、四〇七の一、四〇七の二、四〇八から四一〇まで及びこれらと一体をなす国有地	大字大谷字一本松三八六、三八八の一、三八八の二、三八九から三九三まで、三九三内一、三九四から四〇二まで、四〇三の一から四〇三の四まで、四〇四の一から四〇四の本まで、四〇五、四〇五内一、四〇六、四〇七の一、四〇七の二、四〇八から四一〇まで及びこれらと一体をなす国有地

大字大谷字中日 比野濱	大字大谷字東日 比野濱	大字大谷字一本 松	大字大谷字一本松のうち三八六、三八八の一、三八八の二、三八九から三九三まで、三九三内一、三九四から四〇二まで、四〇三の「から四〇三の四まで、四〇四の「から四〇四の六まで、四〇五、四〇五内一、四〇六、四〇七の一、四〇七の二、四〇八から四一〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	四三一の「から四三一の三まで、四三二、四三三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字大谷字中日比野濱四六四、四六五、四六六の一、四六七の一、四六七の二、四六八の一、四六八の四、四六八の五、四六九から四七四まで、四七五の「から四七五の三まで、四七六の「から四七六の一〇まで、四七七、四七八、四八四の「から四七九の四まで、四八〇、四八一の一、四八二の二、四八二の「から四八二の二、四八三の一、四八四の「から四八四の二、四八四の「から四八四の二、四八五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字大谷字中日比野濱のうち四六四、四六五、四六六の一、四六七の一、四六七の二、四六八の一、四六八の四、四六八の五、四六九から四七四まで、四七五の「から四七五の三まで、四七六の「から四七六の一〇まで、四七七、四七八、四八四の「から四七九の四まで、四八〇、四八一の一、四八二の二、四八二の「から四八二の二、四八三の一、四八四の「から四八四の二、四八四の「から四八四の二、四八五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字大谷字東日比野濱のうち四一一、四一一の「から四一の三まで、四一二の「から四一二の五まで、四一三の「から四一三の三まで、四一四、四一四の「、四一五から四一九まで、四一九の「から四一九の四まで、四二一内二、四二一内三、四二二の一、四二三の二、四二三次一、四二三、四二四の一、四二六の一、四二六の二、四二七、四二八の「から四二八の三まで、四二九、四三〇の一、四三〇の二、四三一の「から四三一の三まで、四三二、四三三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	大字大谷字一本 松	大字大谷字一本松のうち三八六、三八八の一、三八八の二、三八九から三九三まで、三九三内一、三九四から四〇二まで、四〇三の「から四〇三の四まで、四〇四の「から四〇四の六まで、四〇五、四〇五内一、四〇六、四〇七の一、四〇七の二、四〇八から四一〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	四三一の「から四三一の三まで、四三二、四三三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字大谷字中日比野濱四六四、四六五、四六六の一、四六七の一、四六七の二、四六八の一、四六八の四、四六八の五、四六九から四七四まで、四七五の「から四七五の三まで、四七六の「から四七六の一〇まで、四七七、四七八、四八四の「から四七九の四まで、四八〇、四八一の一、四八二の二、四八二の「から四八二の二、四八三の一、四八四の「から四八四の二、四八四の「から四八四の二、四八五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部
鳥取県告示第五百七十五号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。 昭和五十九年八月七日				

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県立整肢学園	米子市上福原一七五一	昭和五十九年七月二十三日

鳥取県告示第五百七十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二

年政令第八十七号) 第九条の規定により告示する。

昭和五十九年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
田中晶子	鳥薬第五四三号	昭和五十九年七月十一日
平野温興	鳥薬第五四四号	"

昭和五十九年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)
第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十九年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百七十九号

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
湯村皮膚科医院	鳥取市湯所町二丁目一八三	昭和五十九年七月二十四日
上賀茂診療所	八頭郡郡家町大字稻荷二二一	"
小林薬局 マロニエ店	倉吉市昭和町一丁目二六一一	"

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岩美町から同町が行う土地改良事業に係る日比野山地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和59年8月7日 火曜日

鳥取県公報

昭和五十九年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百八十号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第四項において準用する同法第一条ノ四第五項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第二百八号）第四十八条第一項の規定により告示する。

昭和五十九年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 日時 昭和五十九年八月二十九日 十三時三十分から
 二 場所 日野郡日南町生山六一九 日南町役場議場
 三 案件

鳥獣保護区を次のとおり設定することについて

名 称	位 置
道後山鳥獣保護区	日野郡日南町豊栄、湯河、新屋及び上萩山地内

鳥取県告示第五百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百八十一号

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画公園事業第二・二・九号 千人破戸公園

三 事業施行期間

昭和五十九年八月七日から昭和六十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 倉吉市東巖城町地内

使用の部分 なし